

山梨労働局では、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期特措法）」を中心とした「改正労働法セミナー」として、企業の人事労務担当者向けに県内3会場（甲府会場（3月6日）、身延会場（3月13日）、都留会場（3月25日））で説明会を開催しました。

有期特措法の他に、改正パートタイム労働法・改正次世代育成支援対策推進法、改正労働安全衛生法そして各種助成金の説明を行いました。

今後とも、労働関係法令の改正がありましたら周知を行ってまいります。

# 「改正労働法セミナー」を開催しました

～有期特措法・改正パート法・改正次世代法・改正労働安全衛生法・各種助成金～



～有期特措法の説明を行う監督課長～

有期特措法は本年4月1日から施行されます。認定申請書の受理は本社所在の労働局監督課で行います（郵送でも可。所轄監督署経由でも可）。

詳細は配付資料を御覧の上、労働局監督課までお問い合わせ下さい。

[有期特措法資料\(配付資料\)](#)  
[認定申請書はこちらをご覧ください](#)

労働安全衛生法は昨年6月に公布されています。

[改正内容資料（配付資料の一部）](#)  
[ストレスチェック制度の概要](#)  
[受動喫煙対策の推進](#)  
[改正労働安全衛生法Q&A集](#)

～労働安全衛生法の説明を行う健康安全課専門官～



「改正労働法セミナー」では法改正の内容のみならず、各種助成金や労働基準法のポイント（都留会場、身延会場）の説明を行いました。労働基準法のポイントの中で過労死防止法についても触れています。

会場で使用した各種改正内容及び助成金の資料はこちらになります

[改正次世代育成支援対策推進法（その1）](#)  
[改正次世代育成支援対策推進法（その2）](#)  
[くるみんマークについて](#)  
[改正パートタイム労働法](#)  
[キャリアアップ助成金](#)  
[キャリア形成促進助成金](#)  
[労働基準法のポイント補助レジュメ](#)